

2024年6月診療報酬改定のポイント訂正・補足事項

(2024.5.10 時点)

頁	箇所・項目	誤	正
7	生活習慣病管理料 参考：算定例の比較 ふきだし	検査がある月は（Ⅰ）、ない月は（Ⅱ）を算定って可能？	検査がある月は（Ⅱ）、ない月は（Ⅰ）を算定って可能？
	【編注】②外来管理加算 【比較】②	生活習慣病管理料算定患者は算定不可	月2回目以降は要件を満たせば算定可（2024/3/28 事務連絡）
	【編注】⑤特定疾患処方管理加算	高血圧は衣装除外	高血圧は対象除外
19	医療情報取得加算 再診時 医療情報取得加算 3、4	（月1回限度）	（3月に1回）
	医療情報取得加算 ②算定要件）表内	（月1回限度）	（月1回限度）
23 27	外来感染対策向上加算 ・発熱患者等対応加算	要届出	要届出
24	抗菌薬適正使用体制加算	① 対象患者）発熱その他感染症～ ～呈する患者	① 対象患者）発熱その他感染症～ ～呈する患者
28	地域包括診療加算 1、2 表内 医師要件	認知症に係る適切な研究	認知症に係る適切な研修
33	慢性維持透析予防指導管理料 ④施設基準（2）※	（ただし腎臓棒に…	（ただし腎臓病に…
34	②生活習慣病管理料（Ⅱ）	要届出	要届出
	③栄養情報連携料	要届出	要届出
37	⑥がん性疼痛緩和指導料 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算 ②算定要件）	医師が必要性及び診療疱疹等について…	医師が必要性及び診療方針等について…
37	⑧小児科外来診療料	要届出	要届出
3738	小児抗菌薬適正使用支援加算	<追記>算定できない患者に新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）が追加	
38	⑪生活習慣病管理料（Ⅰ）	要届出	要届出
48	在宅（施設）総管 頻回訪問加算（初回）（2回目以降）	（1回限度）	（1回限度）
49	在宅（施設）総管 在宅医療情報連携加算 ①算定要件	ICT を用いてキロ億下患者に～	ICT を用いて記録された患者に～
52	救急患者連携搬送料 ① 算定要件（1）	受診した患者に呈して	受診した患者に対して
53	遠隔死亡診断補助加算 ① 対象患者）	材タック患者訪問看護・指導料	在宅患者訪問看護・指導料
66	注射 表内	要届出	要届出
	② バイオ後続品導入初期加算		
68	急性期リハビリテーション加算①対象患者（4）	疑似患者については…	疑似症患者については…
102	② 施設基準を満たしていれば届出が「不要」	医療DX推進体制整備加算	医療DX推進体制整備加算（届出が必要です）